

令和3年度 第11回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和4年2月25日

令和3年度 第11回定例総会議事録

1. 日 時 令和4年2月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立氷上住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員（24名）

(柏原地域)	1番	古倉 一郎	2番	矢本 規夫		
(氷上地域)	3番	芦田 義彦	4番	足立 正典	5番	金子 隆司
	6番	徳田 義信	7番	山本 浩子	8番	足立 康裕
(青垣地域)	9番	足立 篤夫	10番	足立 俊哉	11番	足立 信昭
(春日地域)	12番	臼井 光茂	13番	荻野 隆太郎	14番	近藤 眞治
	15番	田川 良一	16番	婦木 克則		
(山南地域)	17番	岸本 好量	18番	田中 耕作	19番	野垣 克巳
(市島地域)	20番	和田 憲治	21番	荒木 嘉信	22番	杉山 重利
	23番	高見 由行	24番	橋本 慎司		

○事務局（3名）

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 非農地証明願承認について

議案第 5 号 農地法第3条の規定による許可の取消願について

議案第 6 号 地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について（別冊）

議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について（別冊）

報告第 1 号 農地の一時利用届について

報告第 2 号 農地の形状変更届について

報告第 3 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 4 号 農地法第4条の規定による許可の取消願について

5. 閉会

1. 開会

- 議長 それでは、ただいまより令和3年度第11回定例総会を開会いたします。
初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

- 岸本好量会長 (挨拶)

- 議長 ありがとうございます。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

- 事務局 失礼します。事務局でございます。

本日の定例総会、24名の農業委員、全員ご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条の規定により本会が成立していることを御報告させていただきます。

大変申し訳ございません。併せてになりますが、議案書の訂正をお願いしたいと思います。

まず、4ページ御覧ください。番号16番の譲受人さんのお名前、正しくは〇〇さんですが、最後の〇という字が抜け落ちてしまっておりました。りっしんべんの〇さんです。追記をお願いいたします。

それと併せてですが、40ページを御覧ください。図面を添付しております。今回、営農型太陽光発電設備の更新の申請というのをつけておまして、5条の賃貸借権の一時転用、880平米のうち1.92平米という表現をさせていただいております。これに関して、申請をお受けして、段取りをしている最中に県のほうから連絡をいただきまして、一本一本の面積の出し方をもう少しシビアに出してもらったらいいですよということの、連絡を受けました。結果この1.92平米を、0.21平米に修正をお願いしたいと思います。40ページの図面のほうも、880平米のうち0.21平米ということで、修正をお願いしたいと思います。

併せて、これは議案本体のほうになりますが、63ページを御覧ください。ここも番号1番の面積が880平米のうち1.92平米とありますが、880平米のうち0.21平米と訂正のほう、よろしくをお願いしたいと思います。

必然的に、下段の欄外の合計が1筆、計1.92平米で、田が0平米で畑が1.92平米とありますが、これもそれぞれに計0.21平米、畑のところは0.21平米ということで、修正をお願いしたいと思います。

以上、よろしくをお願いいたします。失礼しました。

- 議長 ありがとうございます。それぞれ修正のほう、よろしくをお願いいたします。

3. 議事録署名委員の指名

- 議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

議席番号22番の杉山重利委員、議席番号23番の高見由行委員、両委員、よろしくお願いいたします。

なお、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いします。

また、最近携帯電話が途中で鳴ることがよくありますので、それぞれマナーモード等で、対処をお願いいたします。

それから、本日は会場が広く、それぞれマスクをしていただいたりしておりますので、もし

発言の音が聞きにくいということがありましたら、マイクを御用意致します。手を挙げていただくと順番に対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

4. 議事

- ～ 議案第1号 所有権移転 番号1番～番号29番 ～
- ～ 議案第1号 使用貸借権設定 番号1番 ～
- ～ 議案第1号 地上権設定 番号1番 ～
- ～ 議案第3号 賃貸借権設定・一時許可 番号1番 ～
- ～ 報告第4号 番号1番 ～

○議長 それでは日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会からの確認報告ですが、番号2番については農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、まず、番号1番のみ確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、先月、下限面積の特例を受けた農地です。図面は7ページに示しております。

申請地の斜め向かいに、住まいるバンク登録の空き家があります。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

続いて、番号2番についてですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、番号2番について、柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は8ページに示しています。

従来、水稲を勧められ作付をされておりましたが、今後も作付されていくようでございます。
また、誓約書が添付されております。誓約書の内容は、未申請の転用農地があり、その農地の名義が申請者のお父さんでして、既にお亡くなりになられており、相続中ということでございます。その相続が終わり次第、速やかに申請するという誓約書でございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号3番～番号8番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会からの確認報告ですが、番号7番、番号8番については下限面積の関係がありますので、併議とさせていただきます。

それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は9ページ、10ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、拠点は氷上町〇〇にある〇〇で、農業機械については〇〇の機械を借用すると、計画に上がっております。水稲と黒大豆を栽培するとのことでした。

地域委員会としては、計画どおり栽培されるよう注視するということで、意見を聞いております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続いて、番号4番を、同じく議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は11ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は12ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続いて、番号6番を、同じく議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、古民家と農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は13ページ、14ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

また、2月15日に地域委員会で現地確認をしたところ、トラクターと農機具の搬入中であり、意欲を感じました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号7番、番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

併議ということでございますので、一括して説明をさせていただきます。

番号7番は、農地を売買により取得、番号8番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は15ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

議席番号〇番、〇〇委員。

○委員 議席番号〇番の〇〇が質問をさせていただきます。

地域委員会で事前ヒアリングを十分にされて、こちらで提案されていることだと思っておりますので、それについては特に異論はないわけですが、御議論なさったと言いますか、ヒアリングなさった内容を少し教えていただければと思います。

○委員 まず、3つの要件、全部効率利用要件、常時従事要件、それから地域調和要件等について、しっかりと説明をし、譲受人の意見を聞かせていただきました。それで全部効率利用要件については、いわゆる耕作放棄がないように、しっかりと耕作していただきたいということで、譲受人も了解をされたというようにこちらも理解しております。

それと、常時従事要件については、譲受人は230日というように報告されておりますが、実際そこまでは数字が行く可能性が少ないのではないかなということで、当然していただいた

ら結構なのですが、農地を見に来られても1日になりますので、そういうことも考えますと、不可能ではないというように考えておりますので、一度その辺りはチェックをさせていただきたいというような話もしております。

そして、地域調和要件につきましては、やはりその地域の人との調和、水路割等そういったことの日役にも出役していただかなければなりませんということで、譲受人からは出ますということで確認をしております。

質問の内容については、以上でございます。

○委員 法人たる〇〇との混在化といいますか、その辺りはいかがでしょうか。

○委員 その件につきましても、申請をしておられる地域の地域委員長のほうから、やはり〇〇の機械を借用されるということで言われておりますので、その辺りはしっかり契約書を取り交わして、使用した分の借用料をしっかり払っていくというようにして、積み上げはしてくださいということで、確認はしております。

○委員 分かりました。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番、番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番、番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

続いて、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号9番～番号12番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は16ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○委員 番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号10番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は17ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

続いて、番号11番を、同じく議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号11番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は18ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、18ページの右下に非農地の図面がありますが、ここが譲受人の拠点であり、ここに農機具等を格納しておられますので、補足として説明をさせていただきます。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

続いて、番号12番を、同じく議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号12番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は19ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

番号10番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

番号12番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

続いて、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号13番～番号19番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会からの確認報告ですが、これについても番号16番以降に、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、まず、番号13番、番号14番、番号15番について、確認報告をお願いします。

○委員 番号13番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号13番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は20ページ、21ページに示しています。

この場所についてですが、譲受人は付近で利用権を3カ所設定しておりまして、特に昨年度からいろいろと注目しておりましたが、しっかりと耕作をやっておられます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

特にこの関係につきまして、地域調和要件ということで、水路の掃除等いろいろと出役して地域とも密着してやっておられます。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

続いて、番号14番を、同じく議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号14番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は22ページに示しています。

ここについては、現在、不在地主という格好でございますが、前々からこの譲受人の方が耕作をされ、管理をされておまして、今回農地を売買によって取得したいということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号15番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号15番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は23ページに示しています。

この方は現在、〇〇の住宅から、〇〇に勤めながら、週1日から2日ほど、〇〇のほうに帰って来られて、野菜や米を作っておられます。農機具は耕運機1台と草刈り機2台と申請書にはありますが、ほかに〇〇地区の営農組合の一員として、トラクター、田植機、コンバイン等を利用しておられます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

番号15番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

番号16番、番号17番、番号18番についてですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、番号16番、番号17番、番号18番について、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号16番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号16番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は24ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

これまでも、利用権設定をされて耕作をされておりましたが、契約期間が終了し、地主から「誰かこの田んぼを買ってくれないか」ということになり、既に家の周りをほぼ全ての方が耕作されておられましたので、譲受人に変えられるということで、今回の申請となりました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続いて、番号17番を、同じく議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号17番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は25ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、この案件を申請するに当たり、誓約書が添付されておりますので、読み上げさせていただきます。

「令和4年2月7日付け、農地法第3条の申請をするに当たり、未申請の転用農地について、次のとおり農地法を守り、早急に是正申請手続を移行することを誓約いたします。また周辺農地への農業上の使用確保及び関係人の利益を考慮して、支障のある場合は違反を是正するため、必要な措置を取られても異議はございません」ということです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号18番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号18番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は26ページに示しています。

この譲受人は現在、〇〇に在住ですが、丹波市に移住して、農作業をしたいということです。

26ページの図面を御覧ください。今回の申請地のすぐ左側に、宅地で家の絵が載っておりますが、ここも同時に購入し、ここを拠点としてすぐ隣の畑と、奥にある栗林を、維持管理したいということです。申請地は農用地区域外です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号16番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

番号17番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

番号18番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて、番号19番について、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号19番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号19番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は27ページに示しています。

図面でもわかりますように、申請地は自宅の隣接地で、効率よく利用できるかさ上げ農地でございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号19番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。

続いて、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号20番～番号22番、議案第1号、使用貸借権、番号1番、報告第4号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会からの確認報告ですが、番号20番については、先ほど説明がありました関連の90ページの案件、そして38ページの使用貸借権の案件についても、下限面積の関係がありますので、番号20番につきましては38ページの番号1番と併議とさせていただきます。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号20番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号20番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は28ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

それと、90ページの案件に関しまして、農地法第4条で許可を受けていましたが、取消願が出ており、この第3条の申請となっております。

それと、40ページの案件についても下限面積が足りませんので、使用貸借権ということで申請をされております。これは新規ですので、農機具等は譲渡人から借りられるそうです。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○委員 番号21番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号21番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は29ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

続いて、番号22番を、同じく議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号22番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は30ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

まず、番号20番について、38ページの番号1番と併議とさせていただきますして、90ページの報告第4号が関連でございます。

この3件について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番、並びに38ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による使用貸借権の許可申請承認の番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、まず関連の90ページの取消願について、御承知おきいただいた上で、番号20番、並びに38ページの番号1番について、許可すべきものと決定をいたします。

番号21番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号21番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号21番は、許可すべきものと決定いたします。

番号22番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号22番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号22番は、許可すべきものと決定いたします。

続いて、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号23番～番号29番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号23番、番号24番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号23番、番号24番は所有権移転により、農地を整理し効率よく利用したいというもので、図面は31ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

図面を見ていただくとよく分かりますが、現在のところ、この両者とも農地を隣接して所有しておられまして、効率よく耕作をしたいということで、縦に所有しているものを横にしたいということです。

そうしますと、進入路ということが問題になるわけですが、一番下の狭い余白に進入路が以前からありまして、これを利用することによって、耕作を継続していきたいということです。既に、本人達は、こういった形で耕作されており、書面上できちつとしたいということでしたので、今回の申請が出ております。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

続いて、番号25番を、同じく議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号25番は、現在、利用権設定をしている農地を所有権移転により引き継ぎ、耕作していきたいというもので、図面は32ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

譲受人の年齢を見ていただくと、90歳ということになっておりますが、この方は以前より譲渡人から農地を借りて、耕作をしてきたということで、今回自分のものとして所有権移転をし、今後も耕作していきたいというものです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続いて、番号26番を、同じく議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号26番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は33ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号27番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号27番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は34ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続いて、番号28番を、同じく議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号28番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は35ページ、36ページに示しています。

譲受人は認定農業者であり、この地域の中心的な担い手であります。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号29番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号29番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は37ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

申請人は、兄弟関係にあり、譲受人は、兄から農地を譲り受けます。

この案件には、権利移転についての誓約書、土地利用計画書、土地改良区の同意書が添付されております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号23番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号23番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号23番は、許可すべきものと決定いたします。

番号24番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号24番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。

番号25番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 議席番号〇番の〇〇です。

譲渡人を見ると法人ですが、この農地を取得した経緯を教えてくださいませんか。

○議長 事務局お願いします。

○事務局 失礼します。事務局でございます。御質問、ありがとうございます。

ただいま委員さんから御指摘がありましたように、今回の譲渡人は、なぜか農業者ではない法人であったということですが、これについて、実際に申請があった際にも事務局でも聞き取りをさせていただきました。過去の経過を調べさせていただきますと、平成6年に、今回の譲受人から譲渡人へ、この地域で事業展開するにあたって、資材置場等に利用したいということで、農地法の第5条を申請されました。その後、結果的に転用の事業がなされずに、花木等を譲受人が栽培されていまして、いよいよのときには引き渡しますということで来ておられましたが、結局その事業が頓挫してしまい、その中で、譲受人さんが、御家族の方と相談した中で、改めて買い戻して、このまま営農させてくださいということがあり、今回の3条申請に至りました。

かいつまんで申しあげましたが、短く申しあげますと、以前農地法の第5条で買われたものが、転用がされないまま、結局、元の所有者に戻ったと。そういった内容であったというように御理解をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 議席番号〇番の〇〇です。

関連ですが、これでこの法人は、丹波市での農地の所有はなくなるということですか。ほかに5条の関係で、この1筆だけでしょうか。もし分かるのであれば教えてください。

○事務局 失礼します。事務局でございます。

実はこの近隣にあと3筆、同時期に所有権移転をされて、現状まだ残っているところがございます。これも引き続き、地元の委員さんと一緒になり、適正に土地を管理される中で、速やかに転用を履行していただきたいということは、タイミングを見計らいながら、させていただいているところです。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号25番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定いたします。

番号26番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号26番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定いたします。

番号27番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号27番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定いたします。

番号28番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号28番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号28番は、許可すべきものと決定いたします。

番号29番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号29番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号29番は、許可すべきものと決定いたします。

続いて、39ページを御覧ください。

農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について。並びに63ページの議案第3号の番号1番、営農型太陽光発電設備に関わる案件となりますので、この2点について、併議とさせていただきます。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、地上権設定、番号1番、議案第3号、賃貸借権設定・一時許可、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会からの確認報告ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 39ページの農地法第3条の地上権設定申請と、63ページ、農地法第5条の賃貸借・一時転用申請の2つについて、議席番号〇番の〇〇が説明します。

この申請は、営農型太陽光発電設備の許可を更新する時期がきておりまして、その更新をするための一時転用申請です。図面は40ページに示しています。

農地区分は10ヘクタール以上の集団農地に囲まれており、第1種農地であると考えますが、3年間の一時転用申請のため、例外規定が適用されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。令和3年度につきましては、耕作者である〇〇氏が入院されたため、8割反収を達成することができておりませんでした。そのため今後は改善計画として、一部の作業については、近隣の農業者の方に作業を依頼するなどして、マンパワーを確保し、維持したいという予定であります。

作付をする作物は、ブルーベリー、ジャガイモ、お茶を栽培される計画であり、土地の所有者である〇〇氏が耕作者となります。

また、令和3年3月22日付け営農型発電設備の設定についての農地法第3条第1項の取扱いについての通知において、営農型太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合は、農地法第5条の申請者に対し、民法の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を設定するため、農地法第3条の許可に係る申請を同時に行うこととありますので、農地法第3条の地上権設定も併せて今回申請したということになります。

農地法第3条の許可については、同通知の中で、農地法第5条の許可と同時日付で行うこととなっています。

兵庫県知事の農地法第5条の処分と同様の日付に合わせる必要があることから、農地法第3条申請の最終決定については、会長専決により処理していただいております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番及び63ページの議案第3号、番号1番について、質問、見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番については、営農型太陽光発電設備の農地の転用許可と同時に許可を行うこととなっておりますので、63ページの議案第3号の番号1番の許可申請に対して、県知事より許可書が交付された場合に限り、同時日付で許可することとし、63ページの議案第3号の番号1番については、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、63ページの議案第3号の番号1番の許可申請に対して、県知事より許可書が交付された場合に限り、同時日付で許可することとし、63ページの議案第3号、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定をいたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

～ 議案第2号 番号1番 ～

○議長 続いて、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを、議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、車庫、農業用倉庫、進入路、露天駐車場を建設するための申請です。図面は13ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

なお、この案件には、平成10年頃に無断で車庫・進入路を設置されたため、始末書が提出されていますので、朗読します。

今回、丹波市氷上町〇〇〇番〇の畑について、農業用倉庫、露天駐車場、車庫、進入路を設置するため、農地法第4条申請をします。本来、農地の転用は、農地法の転用申請をしてから行うものですが、その手続が必要なことを知らなかったため、無断で進入路、車庫を平成10年頃に私、〇〇が設置していました。今後は農地法を遵守し、今回のような転用計画をする際には、必要な手続等について十分に確認しながら行いますので、許可いただきますよう、よろしく申し上げます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

議席番号〇番、〇〇委員。

○委員 この議案書では、688平米のうち362.9平米というように表記されているわけですが、これは分筆されておりますか。

○委員 分筆はまだされていません。農業倉庫、車庫、コンクリート露天駐車場で362.9平米を申請されております。

○委員 転用で分筆をされていないということは、この番地のどの部分を転用するということ、はっきりしないというものについて、許可が出るのかどうか、教えてください。

○議長 事務局をお願いします。

○事務局 失礼します。事務局でございます。

今回、氷上地域委員会のほうで現地確認いただいておりますが、今、質問いただきました内容については、当然地域委員会で確認いただいております。この農地のうちの一部、その部

分を転用するということが、現地確認の中で、ここからここまでというエリアを作られており、赤杭をもって確認をいただいております。

○委員 書類の件とかはどうでしょうか。測量図とか。

○議長 申請書の測量図の件で伺いました。

○委員 今までに、分筆未登記で、転用で、基本いくらの内のいくらという形での許可ってものがあんまり記憶にないので、そういったことができるのだろうかというのがあって、ちょっとお尋ねしましたが、どうしても分筆登記が間に合わないというときに、確か三角法というのが測量図で、間違いなく、転用する場所はここだということがはっきりしたような書類を添付して、審議したことがあったような気がします、いくらのうちのいくらのままでは、ちょっと場所が確定してないというところで、どのように考えますか。

○議長 その事情は、測量図が添付されておることです。それにより、その1筆の中で、この今回の4条の転用について、1筆の中では申請がいただけるのかということ、事務局のほうで答えていただけますか。

少し時間が押しているようですので、暫時休憩とさせていただきます。

(休 憩)

(再 開)

○議長 再開をいたします。

42ページ。議案第2号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可の申請承認についてを議題とし、会議を再開いたします。

番号1番について、質問があり、再度氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 氷上地域委員会の統一見解として、報告させていただきます。

ただいまの御質問ですが、この688平米のうち362.9平米につきましては、現地において、赤杭、赤いひも等によって、確認をしております。図面とも検証した結果、間違いのないところをごさいます、図面についてもきちっとした図面が添付されておりました。

その中の、うち362.9平米の所在につきましては、県のほうで確認していただいているということをごさいますので、事務局のほうより説明を受けたいと思いますが、現地については地域委員会として、確認はしております。

○議長 現地については地域委員会で確認をしたということで、氷上地域委員会から再度確認報告がありました。

その4条の中で、1筆の中のそういうことができるのかという、そういう質問もあったと思いますので、事務局のほうで法律的な見解について、答弁をお願いします。

○事務局 失礼します。事務局でございます。

ただいま氷上地域委員会から報告いただいた現地確認の手段、それから添付書類の内容について、併せてですが、ある程度の書面は求めております。結果、この内容において、申請は受け付けても問題ないとの確認はできております。

○議長 ありがとうございます。

質問していただいた内容については、よろしいでしょうか。

以上のような内容で答弁がごさいますので、確認をお願いいたします。

ほかに質問、意見等はありませんか。

議席番号〇番、〇〇委員。

○委員 併せて確認です。1筆のうちの一部だけ許可をする場合には、貸借の場合と4条申請だけです。そこだけ確認させて下さい。

○議長 事務局お願いします。

○事務局 失礼します。事務局でございます。

今御意見をいただいたとおりで、4条転用申請の場合は所有権は動きません。それから、貸借の場合も、所有権移転することはございませんので、「の内」という申請を受け付けることはできます。ただ、所有権移転の場合は、土地の一部だけを所有権移転は出来ませんので、その場合は分筆を求めるという形になります。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 今の話で疑問があったんですが、この案件で一部を転用したというときに、この地番の枝番3番、ここについて、地目はどうなりますか。分筆をしなければ、農地と宅地の登記が出来ないのではないかと思います。どうでしょうか。

○事務局 失礼します。事務局でございます。

基本的に、農地法の次の、不動産登記法の範疇の話になりますが、ここは、例えば現況地目を田から宅地、例えば山林から雑種地へ変更した場合には、速やかに現状に合うように地目変更登記をなささいということがあります。

今回も、この農業委員会では、農地法でそこを転用することがよいか悪いかということで御判断いただくこととなりますが、その農地法で、許可を取られて行為をなされた結果、そのあとは速やかに分筆登記をして、地目変更登記をされるものだと、そういう認識で事務は進めておるところでございます。

ですので、農業委員会の中でその地目、分筆がされたかどうか、地目変更登記がされたかどうかまでの確認はしないという形で、これまでも事務は進めさせていただいております。

○議長 よろしいでしょうか。

○事務局 簡単に申し上げますと、農地法の範疇外なので、関与しないということでございます。

○議長 ほかに質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第3号 所有権移転 番号1番～番号16番 ～

～ 議案第3号 使用貸借権設定・一時許可 番号1番 ～

○議長 続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、太陽光発電設備を建設するために、転用しようとする申請です。図面は48ページに示しています。

申請地の農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されると考えます。

また、同じ自治会内に、この申請者の発電所がありますので、現在の状況を確認したところ、全面防草シートできっちりと管理されているのを確認いたしました。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、一般住宅を建設するために転用しようとする申請です。図面は49ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の割合が40パーセントを超える67.4パーセントであるため、第3種農地と判断されると考えます。

建設予定地の前面道路には下水道が走っておりますが、上水道等は60メートルほど先から引っ張ってこないといけないということでございますが、雨水等については、前の〇〇川に流すよう予定をされておりますので、農業への影響はないものと思われま

す。隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決

定いたします。

続いて、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号3番～番号8番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会からの確認報告ですが、番号3番、番号4番については一体的なものでございますので、併議とさせていただきます。並びに、番号7番、番号8番につきましても一体的なものですので、番号7番、番号8番についても併議とさせていただきます。

なお、番号6番は農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、まず、氷上地域委員会からは番号3番、番号4番、番号5番について、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番、番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番、番号4番は併議ということで、一括で説明いたします。

番号3番、番号4番は、譲受人が親子で農地を買われ、一般住宅、露天駐車場にするための申請です。図面は50ページに示しています。

図面を見てもらいますと3筆ありまして、合計すると509平米あり、500平米より少し超えておりますが、転用計画の内容をもって妥当、適正の判断をいたしました。

また、排水路については、前の道に平行に水路がありますのでそこへ排水をすることになります。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積が40パーセント以上であるため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 続いて、番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、譲受人が一般住宅を新築するため、親族間の贈与により転用するための申請です。図面は51ページに示しています。

申請地の農地区分は、上下水道管の埋設されている道路の沿道の区域であり、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請に係る農地からおおむね500メートル以内に、2つ以上の（医療施設）があるため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番、番号4番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番、番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、番号6番についてですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、番号6番について、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は農地を売買により取得し、露天駐車場として利用するための申請です。図面は52ページ、53ページに示しています。

申請地の農地区分は、市道で囲まれた街区で、宅地の割合が42.3パーセントであり、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

なお、計画変更理由書が添付されていますが、譲渡人は平成18年1月19日付けで、この露天駐車場をするという内容で、転用許可を得て購入し、造成したのですが、諸般の事情により計画が進捗せず、現在に至っており苦慮するところ、今般譲受人より申し出があり、平成27年に分筆していた倉庫の予定部分を除き、譲渡したいという申し出に応じたということ

でございます。残りの倉庫の予定部分は、譲渡人の駐車場にしたいと考えておりますので、早期に係る転用条件の変更手続をする予定です。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 氷上地域委員会から、確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて、番号7番、番号8番について、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号7番、番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番、番号8番は、売買により露天駐車場として利用するための申請です。図面は54ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積が64.6パーセントと、40パーセントを超えるため、第3種農地と判断されるところと考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番、番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番、番号8番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番、番号8番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号9番～番号14番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会からの確認報告ですが、番号9番について、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、番号9番について、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、売買により厨房と露天駐車場として利用するための申請です。図面は55ページ、56ページに示しています。

図面の若干の訂正がございまして、55ページの図面が少し間違っております。正しくは、56ページの拡大した黒い線で囲みのあるところでございます。ここだけ訂正させていただきます。

ここについては、土日になると経営者がこられまして、ドッグランをされています。利用者の数に対して、現状の駐車スペースでは数が足りず、道路に路上駐車というような形になり、

車が混雑してしまうということですので、この土地を利用して、利用者の駐車場を設けたいということでございます。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接しているため、第2種農地と判断されるところと考えます。

今回の申請によって駐車場ができますと、混雑が解消出来るということでございます。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 始末書の内容は。

○委員 言い忘れておりましたが始末書がついております。これは一部だけですが、55ページの図面を見ていただきますと、北側の一部に小屋を建てておられまして、それについての始末書が出ております。読み上げます。

土地を転用するに当たり、農地法の5条を申請いたしまして、この建物につきましては亡き父が建築した物置小屋ということでございます。物置小屋は農地法の手続きを行わなかった建物の敷地として転用したものでありまして、ご指摘受けまして反省しておりますということでございます。今後はこういったことがないように、ということで手続きを十分確認しながら行います。よろしくお願ひいたします、ということでございます。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて、番号10番、番号11番、番号12番について、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号10番は、農地を売買により取得し、太陽光発電設備を設置しようとする申請です。図面は57ページに示しています。

場所については、〇〇川、線路、それから南には竹藪という状態にあり農業をするのは困難という状況です。

2年前から、申請地周辺で太陽光発電設備を設置されまして、今回あと残っているところについても、太陽光発電設備をしたいということでございます。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、かつ農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断されるところと考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、い

ずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号11番は、農地を売買により取得し、太陽光発電設備を設置しようとする申請です。図

面は58ページに示しています。申請地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、かつ農地の集

団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、い

ずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

パネルの枚数は、288枚ということになっております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続いて、番号12番を、同じく議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号12番は、農地を売買により取得し、一般住宅と露天資材置場として利用するための申

請です。図面は59ページ、60ページに示しています。申請地の農地区分は、街区に占める宅地の面積の割合が89パーセントと40パーセントを

超えているため、第3種農地と判断されると考えます。譲受人は、建設業を営んでお

りまして、申請地の近くのアパートに家族で暮らしております。

今回手狭になったことから、住宅建設と合わせて、事業に利用する資材置場を合

わせて確保したいということから、今回の申請になりました。

申請地は、細長い形状の不整形な土地であり、60ページに示している計画図に合うよう

に、進入路をこの住宅部分、540平米、事業用地300平米であり、妥当なもの

と判断しております。

雨水排水につきましても、隣接する水路に接続されます。

また、市道からの乗り入れについても、協議をいただいていることを確認して

おります。隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないもの

と思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には

該当せず、い

ずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしい

ですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと

決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、番号13番ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、番号13番について、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号13番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号13番は、農地を売買により取得し、露天駐車場、倉庫、進入路として利用するための申請です。図面は59ページに示しています。

申請地の農地区分は、水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道で、500メートル以内に〇〇(教育施設)と〇〇(教育施設)があることから、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

今回の申請は、図面の北側にあるお寺に進入するための進入路と、駐車場を確保したいというものです。従来申請地の西側の細い道だけでは不便であるため、申請地を利用するものです。

始末書につきましては、譲渡人の父親が、昭和60年に届出をせずに、農業倉庫を設置したことについてのものでもあります。今回その倉庫も含めて譲渡され、譲受人が今後も利用すると内容になっております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて、番号14番について、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号14番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号14番は、農地を売買により取得し、一般住宅、露天駐車場として利用するための申請です。図面は61ページに示しています。

申請地の農地区分は、〇〇(鉄道の駅)から500メートル以内に位置する住宅地の中にあるため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

雨水排水については、隣接の道路側溝に接続されます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号14番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号15番、番号16番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号15番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号15番は、農地を売買により取得し、露天駐車場として利用するための申請です。図面は33ページに示しています。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、農地の集团的規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号16番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号16番は、農地を売買により取得し、一般住宅を建築するための申請です。図面は62ページに示しています。

申請地の農地区分は、〇〇（公共施設）から300メートル以内にあり、第3種農地と判断されると考えます。

隣接農地はなく、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号15番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定・一時許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権・一時許可申請承認、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

この営農型太陽光発電設備の案件は許可の更新の時期が来ており、その更新のための申請です。ここについては、令和元年度にニンニクを作付しておりましたが、これが難しいということで、令和2年度から黒豆に変更しております。

この黒豆については、何とか標準的な単収に対して80パーセント以上達成しているということです。黒豆は、連作というのがなかなか難しいということもお聞きしております。今後は、令和4年度から一時ネギでも作り、それからもう一度黒豆を作るというような計画をされております。

これにつきましては同じ農用地区域内です。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、譲受人と譲渡人は親子関係にございますが、使用貸借の契約書も添付されています。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 この、番号1番に自己資金と書いてありますが、この資金は何に充当される資金ですか。

○委員 万が一の場合、施設の撤去費用ということ聞いております。

○議長 ○○委員。

○委員 少し聞かせてほしいのですが、私の地元がこちらのほうなので、この前をたまたま通ったときに、○番、○番○の両方に確か4分の1ほど防草シートが張ってあったと思いますが、これでは2割以上減少しているのではないかと思います。その辺り、地域委員会ではどのように扱いをされましたか。

○委員 現地の防草シートというのは黒いシートですか。この付近でシイタケの原木をされておりますが、そちらの方の防草シートではないかと思えます。

事務局のほうからも一度少しよろしいですかね。私もその辺りのことだけは分かりません。

それで今、シイタケの原木ではないかということで、確認をしておりますが。

○委員 見たときは、どこにも原木がなかったように思います。私が見たときはですが。

○委員 地域委員会としても2回ほど中に入って、原木を確認しております。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 またよく見ておきます。

○委員 私どもはほかのところはよく見させていただいております。

○議長 ほかに質問、意見等ございませんか。

○○委員。

○委員 これは今ここだけの問題ではないと思うんですけどね。まだ先になります。3年先に8割というのがありますよね。それはどこが、何を基準にもって判断するのか、なあなあになってしまうのではないかと思いますので、何かいい考えはあつたりしますか。

○議長 せっかくの機会ですので、この8割の考え方なり、その辺りを事務局のほうから回答できますか。何を基準にして8割ということを確認しているのかということについて、今までの経験もあるでしょうから。

○委員 それに追加いたしますが、今営農型で何をするかというと、榊とか檜とかがはやってきておまして、そういったものは3年で絶対販売できるようになかなかできないと思います。

それで檜やら榊の苗が今ないらしいですし、植えるというのが。その辺りはどうかと思います。

○議長 この頃、特に営農型太陽光発電設備の設置の議案がたくさん出ております。その中で、今回は更新ということですが、8割の営農要件などがございまして、その辺りの考え方につきまして、事務局として回答を願いますか。

○事務局 失礼します。事務局でございます。

まず、8割の考え方ですが、許可申請の時点で営農計画書というものが添付をされております。その中に単収を設定するところがございまして、その単収の数値は、何で設定をしたかという根拠まで添付をしていただいております。その単収に対し、8割の算定をしていくという

状態です。それに対して先行して取組をする者でありますとか、知見を有する者の意見書に「これは大丈夫ですよ。」という根拠となる書類が追記ということになってまいります。これを持ちまして、最終的に県のほうへ行き、許可が出るということになっております。

それに対して、許可が出たあとに、どういったことで確認をするかということになります、これは年に1回、毎年2月になります、営農型太陽光発電設備の下部の農地に受ける農作物の状況というものがございまして、こちらで、実績のほうを出しているということになります。

先ほど申しあげました単収と目標数量が書いてありますので、それに対して実績がどうかというところを、事業者の方から報告をしていただくということと、その下段に記載内容について、先ほど申しあげました先行して取組をする者でありますとか、あるいは知見を有する者の意見を記載していただくところがあります。こちらの意見と、事業者の報告内容を持ちまして、委員会等で審議、報告をしていくということになっております。

結論としましては、その状況報告の内容で、適正かという判断をしていくという状況でございます。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 実はですね、聞いておられるかもしれませんが、榊の1反当たりいくらできるかというのを、全国で探すと、四国の高知県にありました。ただ、それが全国どこでもその数値がいくらかかという、それはいかなものかと思ひまして。それで、これは農業委員会が見て回って、これは8割ですよとか、取れておりませんと言っても、なかなかこれは3年先のことと言いますかそれは、いかなものかと思ひます。これは、県の職員が行くとか、そういったことでもういいかと思っておかないと、農業委員会で行って言うのも判断しかねる部分があるのではないかと思います。

○議長 ○○委員。

○委員 私の見聞きしている範囲の話をさせていただきますが、その標準的な収量というのは、県なり国なり農水省なりの標準的なデータというものがあろうで、そうしたものを参考に、平均単収というものを利用していることも、聞いております。

それから榊と榊、1年、2年で取れないのではないかという話ですが、もちろんそうです。何を植えても、葉物で、今植えて3ヶ月後には、6ヶ月後には全て採れるという以外のものでしたら、当然3年間利用計画を立てて提出されますが、その計画の中に、今年1年は植付けをして、生育させます。まだ収穫は出来ません。2年目もまだ生育期間ということで、まだ取れません。3年目でやっと収穫、何月になったら取れるでしょうというような計画書をつけて、申請を出されておりますので、中身によっては、その辺りのレベルでやられると、理解できないのではないかと思います。

○議長 作物によっては、いろいろな根拠から引っ張ってきて、作って、それに目標をこれだけという形で、恐らく申請のときにはできると思ひます。それについて、毎年2月に、その8割が取れたかどうかという報告をするということになっておりますので、それに意見書等がついてということで、毎年確認をするという状態にはなっております。

それが、次の更新日に達成しているかどうかというのが、次の更新ができるかどうかということになるかと思ひます。

農業委員会でもこうやって確認をしますが、県からも指導が毎年来ているというように聞いておりますので、もしその撤去など、いろいろな形になるのであれば、その県とかいろいろな

方のほうからも言っていたかないと、農業委員会が全責任をとることはなかなか難しいとは思いますが。

先ほど説明がありました自己資金の119万については、撤去するための費用を確認するという意味で、この自己資金というのを確認させていただいているという内容ですので、御確認をしていただいたというように思います。

なかなかこう、いろいろな作物もありますので、なかなか難しいかと思いますが、考え方としてはそういった考え方でやりますということです。

ほかに質問、意見等はございませんか。

○委員 回答になっているかどうか分かりませんが、山南町でも営農型発電設備の案件を2件取り扱いました。来年は黒豆を作るという状態で、農業委員会がとにかく見に行かなければいけないのですが、そのときは普及センターも一緒に行ってもらおうという。農業委員会だけではなく、普及センターと農業委員と一緒にこの辺りはどういう状況か、出来高はどうかなどを判断したらいいのではないかと思います。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第4号 番号1番～番号8番 ～

○議長 続いて、議案第4号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は69ページに示しています。

2月16日に確認したところ、現地は山林になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成8年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続いて、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号2番、番号3番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は13ページに示しています。

2月15日に現地確認したところ、現地は住宅、物置、進入路、庭、露天駐車場になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成10年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

続いて、番号3番を、同じく議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は70ページに示しています。

2月15日に確認したところ、現地は物置になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和50年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続いて、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号4番、番号5番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は18ページに示しています。

2月15日に確認したところ、現地は住宅になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和57年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

続いて、番号5番を、同じく議席番号〇番の〇〇が説明をします。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は71ページに示しています。

2月15日に確認したところ、現地は倉庫になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和56年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断について3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続いて、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号6番、番号7番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は72ページに示しています。

2月16日に確認したところ、平成元年8月に売買登録をされまして、その後すぐ露天駐車場として埋め戻されていて、全体の露天資材置場としては、2,500平米ぐらいはあると思いますが、そのうちの836平米が今回の申請になっております。

農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響がないと

見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成2年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断について3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は73ページに示しています。

2月16日に確認したところ、現地は建築作業場、物置、露天資材置場、露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、〇番〇と〇番〇は平成11年頃から、〇番〇については昭和60年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断について3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 議席番号〇番の〇〇です。今回こういった案件が5条にも出て来ておりましたが、これも法人が持っている農地ということで、多分記録はもう残っていないと思いますが、〇〇委員さんが説明されたのを聞きもらしたかもしれませんが、もし事務局とか詳しい情報、どういう経緯でこうなったのか、もう平成2年頃ですから相当固定資産税も、農地でなく、雑種地とかで税金も払っておられますので別にどうこうはありませんが、何か経緯が分かれば教えてください。説明されておりましたら幸いです。もう一度お願いします。

○議長 事務局。

○事務局 失礼します。事務局でございます。

登記簿謄本で確認をさせていただきますと、平成元年8月29日に売買、所有権登記がされておりますので、この時点か少し前に5条許可が出ているのではないかと考えております。

○委員 そうすると、その5条の許可書、多分5条ですか。5条で許可書を持って行って、分かったんですね、法務局で。移転してもらうときに、なくなったと。全然問題ないです。はい、ありがとうございます。

○議長 結局、そのままになってということですか。

○委員 いえ、5条の許可書がまだ残っているのであれば、そのままそれを持って、地目変更するのであれば、そこで地目変更できますから、なくなったからこういう形で、非農地で出しておられたのでしょうかということで、ちょっと勝手な妄想になりますが。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号7番について、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
続いて、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号8番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。
市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。
番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は31ページに示しています。
2月14日に確認したところ、現地は鶏舎になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。
また、農地でなくなった時期は、昭和47年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断について3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。
御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。
番号8番について、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第5号 番号1番 ～

○議長 続いて、議案第5号、農地法第3条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。
氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。
昨年、この件については、現地確認をし、本人にも確認をして、意欲を感じて許可したわけですが、突然本人が農業をやめるということで、離農されたということで、今回このような結果となりました。私たち農業委員の見方が甘かったのかも分かりませんが、本人は〇〇営農組合の中でもオペレーターとして十分な働きをされておりましたので、やる気が十分あ

るなというように判断しましたが、その辺りは私の見方が甘かったかなというように判断しております。ただ離農されたことで許可の取消願が出ております。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

議案第5号の番号1番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 90ページの4条の場合は報告になっていて、3条の場合には議案ということで、関係者が違うからではないかと思いますが、その違いを教えてくださいのと、この許可の取消の可否について決定を求める。万が一にもこれは否というようなことにはならない話で、もうほぼ100パーセント可であると。それしか選択肢がない話ではありますが、それを議案という形でないのだめなのかどうかということも含めて、教えてください。

○議長 事務局のほうで、説明をお願いします。

○事務局 失礼します。事務局でございます。

75ページと90ページの何が違うかということで、許可権者が違うので、議案と報告で分けているという話であります。

私もこれを最初見たときに、3条、4条ともに報告事項かなということで、議案書を作りかけました。それで、最終確認をしようと思ひまして、県が定めています農地法関係事務取扱要領というのがございまして、その中で確認をしますと、3条については許可権者が農業委員会となりますので、議案とする必要があるということが明確に記載をしてあります。

農地法4条については、願出があった場合に、直ちに県へ送付をするということになっております。こちらは議案としては定めていないということになりますので、取扱いが違うということになっております。

これまでは3条についても、報告事項というような取扱いにしてはしておりますが、今回改めて確認をしますと、こういった手続が必要ということになっておりますので、県の取扱いに沿うような形で、今回も議案ということで、御提案をさせていただいたということが、経過としてございます。

あとは、可否についてということで、否とするものがないのではないかという話ですが、今回は、譲受人と譲渡人が、連名で取消願を出されておりますので、こういった場合については恐らく否というものはないのではないかというように思いますが、例えば、一方から提出された場合ですとか、委員会の職権で許可を取消しする場合には恐らく議論になるかと思ひますので、その際に可否に関わるということです。

その点から、議案書のところについては、可否について決定を求めるということで、整理しております。

○委員 非常によく分かりました。今回の案件であれば、否は恐らくないであろうと。ただ、形が変わると、否の可能性があるとところを議案として議論しなければいけないというところとつながるとということで、理解をさせていただきました。

話を聞いていて疑問に思ったところがありまして、4条の報告ですが、てっきり県が受理して、許可の取消しをしたという結果報告だと思ったんですけど、そうではないと。こちら側から取消願があったということ、県に報告しますという形だということでしょうか。

○事務局 失礼します。事務局でございます。

県の取扱要領のほうで確認をしますと、「転用許可を県が行っている場合に取消願が提出さ

れた場合には、内容を確認して、直ちに県へ送付する」ということになっております。

今回ですが、3条申請が同じ土地で提出されておりますので、それと同時に取消願を提出されておまして、内容を精査の上、直ちに県のほうへ送付しております。それにより、県のほうから取消指令書も既に交付をされております。

○議長 ○○委員。

○委員 そもそもこの取消願が出されているシチュエーションというのは、これは3条申請ですよ。所有権移転。取消願は、許可日が去年の7月ですから、8月、9月、10月、11月、12月、1月と7カ月経っておりますが、現状の所有権どこにありますか。

○委員 現状はまだ譲渡人が持っておられます。

○委員 まだ、○○さんのままということですね。

○委員 はい。

○委員 そうするとこれは、所有権移転をしていると取り消し願いが出来ないということでしょうか。

○議長 もし移転をしていたらまた戻すという、それは駄目ですね。

○委員 分かりました。

○委員 私も言いました。地域委員会で。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

それでは、今回から、農地法第3条の規定による許可取消願については、議案としてこのように取り扱いさせていただけたらと思います。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第5号、農地法第3条の規定による許可の取消願について、願出のとおり、許可の取消しを決定してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第5号、農地法第3条の規定による許可の取消願については、許可の取消を決定いたします。

～ 議案第6号 ～

○議長 続いて、議案第6号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についてを議題といたします。

別冊となります。事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

まず、番号1番について、柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号○番の○○が説明します。

2月16日に、柏原地域委員会において番号1番から番号8番について、確認しました。全ての場所は、柏原町内の街中にございまして、公衆用道路や宅地等になっておりましたので、全てにおいて変更を決定することに特に意見はございません。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第6号の番号1番、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第6号の番号1番、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答いたします。

続いて、番号2番について、市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

2月14日に、市島地域委員会において現地確認をした結果、写真のとおり番号1番はパラグライダーの練習場、番号2番、番号3番は公衆用道路、番号4番は山林となっており、現状復帰は無理と確認いたしました。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第6号の番号2番、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第6号の番号2番、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第7号 ～

○議長 続いて、議案第7号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

別冊となります。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第7号朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会からの確認報告ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 2月16日に、柏原地域委員会において、番号1番から番号45番について確認しました。一部、番号22番の方の草刈りが心配だなと言いながらも農地パトロール等で指摘しながら

ら、今までは何とかなっておりました。

それで、全ての農地において効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 番号1番の方が大変お歳を召しておられるようですが、地域委員会で、その辺りの確認はどうでしょうか。

○議長 柏原地域委員会。

○委員 番号1番の方については、息子さんもされておりますので、問題ないと思います。

○議長 後継者がいるということですね。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて、氷上地域委員会からの確認報告ですが、こちらについても、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 2月15日に、氷上地域委員会において、番号46番から番号163番について確認しましたが、全ての農地において効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、

異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。
復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

- 議長 続いて、青垣地域委員会からの確認報告ですが、こちらについても、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

- 議長 それでは、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

- 委員 2月15日に、青垣地域委員会において、番号164番から番号233番について確認しましたが、全ての農地において効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

- 議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。
質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議がございませんので、青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。
復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

- 議長 続いて、春日地域委員会からの確認報告ですが、こちらについても、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

- 議長 それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

- 委員 2月16日に、春日地域委員会において、番号234番から番号331番について確認しましたが、全ての農地において効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意

見はありません。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて、山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 2月14日に、山南地域委員会において、番号332番から番号390番について確認しましたが、全ての農地において効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続いて、市島地域委員会からの確認報告ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 2月14日に、市島地域委員会において、番号391番から番号463番について確認しましたが、全ての農地において効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

～ 報告第1号 ～

○議長 続いて、報告第1号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から補足することはございませんか。よろしいでしょうか。

山南地域の案件、2件ございますが、番号1番、番号2番について質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号の番号1番、番号2番の農地の一時利用届について、御承知おきください。

～ 報告第2号 ～

○議長 続いて、報告第2号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から補足することはございませんか。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番の田んぼですが、水路がないため、畑地にするためには雨水が入るとすぐに水没するというので、30センチのかさ上げがしたいということです。2月15日に、氷上地域委員会で確認しました。

○議長 氷上地域委員会からの補足説明が終わりました。

番号1番について、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号の番号1番、農地の形状変更届について、御承知おきください。

～ 報告第3号 ～

- 議長 続いて、報告第3号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 報告第3号、番号1番朗読。
- 議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から補足することはございませんか。

- 委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

87ページの図面を御覧ください。

私も最初ここを預かったときに、これは問題ないのかどうか。既に南側に農業用倉庫があり、改めてまた2アール未満の届が出てきたので、これは大丈夫なのかということで事務局とも確認をした次第です。

それで、備考欄を見ていただいたら分かりますように既に出ており、また今回もということで、念のためこの申請人の方の台帳、いわゆるどれぐらい耕作しておられるのか。もちろん推進委員の〇〇さんと一緒に、その辺りの事情を聞いたりしながら、現地も見ると手広く農業経営をしておられました。氷上地域委員会でも、現地を見たときに大型のコンバイン、トラクター、それを運ぶためのトラック等が置いてありまして、さらに2アール未満の届ということでこの後、皆さんから意見が出るかと思えますけれども、地域委員会でも出ましたが、その辺りのことを県のほうとも確認を取っていただいて、事務局のほうも今回問題はないようですということなので、私個人としては勉強になったかという、ちょっとした反省する部分も多々あるなということで、何事も見切り発車というか、思い込みが無いようにということ、反省させられた次第です。

- 議長 氷上地域委員会からの補足説明が終わりました。
- 委員 事務局のほうからも、一応経過をお願いします。
- 議長 今までに、恐らく何があったかということで、事務局のほうから再度説明をお願いいたします。
- 委員 何かつけ足し等あれば。
- 事務局 失礼します。事務局でございます。

先ほど担当委員さんのほうからも説明がございましたので、既に言っていたのかなという感じですが。繰り返しになりますが、お聞き取りいただきたいと思えます。

これまで同一の地番において、既に2アール未満の届出がされているという場合に、200平米です。厳密にいうと199.99平米ですが、それを超える場合については、4条と、過去に2アールがあつて、その継ぎ足しの場合には4条ということで、私も脈々と伝わる言い伝えになりますが、これを聞いてきました。

今回も、先ほど担当委員からも説明があつたとおり、87ページの図面見ていただきますと、今回の申請地の南側です。南側に、過去に2アール未満の届出をされている農地でございますが、この部分につきましては、恐らく私の記憶では平成17年に2アール未満の届出がされていたのではないかと思います。また、その頃の届出者の経営規模が大体、5ヘクタールか6ヘクタールぐらいであつたかなというように記憶をしております。

今回その北側に増設をしたいということで、160平米の2アール未満が改めて提出された、という経過がございます。こちらのほうは県を通じて、国のほうまで確認をしております、単純に言いますと、同一の事業主体、農業者の方が、一連の事業計画のもとで行う場合なのか、これが鍵になってくるということがございます。

今回のケースについては、平成17年に一旦2アール未満の届を出されております。その頃の経営規模は5ヘクタールから6ヘクタールで、今回は北側に届出をされておりますが、前回から十何年かは経過をしておりますして、経営面積も14ヘクタールまで増加をしているという状況でございます。

このことから、一連の事業計画のもとに、時期を分けてされたというよりも、経営の拡大に伴って、施設の整備の必要が生じたと解釈ができるということで、氷上地域委員会のほうで御判断をいただいたというところでございます。

ですので、無理やり分けて、意図的に分けて2アール未満の届出をしようと。これは一連の事業計画かどうか。そこがポイントになってこようかと思えます。各地域委員会での確認というのが必要になろうかとは思いますが、届出自体は可能ということで、御承知おきいただきたいと思えます。

○委員 ちょっと教えてください。同一の事業者が、一連の事業計画のもとに経営されているのは、ここがまあ重要だという感じで、今回の申請でいいと。それは施行規則には直接そういうものはないのでしょうか。そもそも機械の大型化が進んでいる中で、2アール未満がどうかという問題もあると思えますし、農業用施設自体が2アール未満でいいのかという問題もあるかも分かりませんが、その辺り何か、いちいちお伺いを立てないと分からないのか、施行規則にもある程度の規定があるのかどうか。

いや、私も4条だと思っていたので、こういう場合は、どこの判断されるのか分かりませんが、我々のところで、あるいは地域委員会でOKであれば、ある程度の計画性があって、事業拡大も、同一業者でやっているのであれば、OKだという判断でいいのでしょうか、これからも。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

まず、2アール未満の届出というのは、4条の例外規定であるということは、もう皆さん御存じのとおりでございます。あくまで届出の話でございますが、届出をしていただくのは、理論上で言いますと、農地台帳の整理のためというのが1点。もう1点は、適法に設置をされた農業施設であるか否かを確認するための、書証として届を出す。この2つが目的でございます。

それと、繰り返しになりますけれども、あくまで届出でございまして、一連の事業計画のもとにされているかどうか。その判断は、恐らく地域委員会に判断を委ねるのが大きいだろうというふうに事務局では考えています。

あと、2アール未満かどうかということですけど、法改正の中で過去に議論がされていたことがあったと、私も記憶はしておりますが、直近の改正でそれが見直しをされようとしているという動きは、今のところはないのではないかとこのように認識をしております。

○委員 分かりました。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに質問等、ございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号の番号1番、農地法施行規則該当転用届出について、御承知おきください。

続いて、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から補足することはございませんか。

○委員 この申請人の息子さんが、力を入れて農業をされております。認定農業者ですが、地図を見ていただいたらこの自分のところの田んぼを倉庫にしているのは無届けだったことが分かりました。それであとからになります、始末書を添付して、何とぞ2アール未満の届を受理していただきと、そういうようになっております。

○議長 山南地域委員会からの補足説明が終わりました。

質問等ございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号の番号2番、農地法施行規則該当転用届出について、御承知おきください。

本日予定しておりました議事につきましては、全て終了させていただきます。

この際何か意見、質問等ございましたらお願いします。

事務局。

○事務局 (事務連絡)

○議長 それでは、本日の会議はこれで閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和4年2月25日

議 長 _____ ㊟

議事録署名委員（22番委員） _____ ㊟

議事録署名委員（23番委員） _____ ㊟